

鹿児島市 平成 30 年度介護保険制度改正等説明会

— 全サービス共通資料 —

- 事前掲載資料について、当日会場では資料の配布を致しません。各自印刷の上、ご持参ください。
- 今回の説明会に使用する省令・告示・通知等の原文は、現段階で国が示した改正(案)です。
- 正式な改正省令・告示・通知やQ & A等は、厚生労働省の通知発出後、鹿児島市ホームページ(介護保険関連情報)に掲載致します。
- 今回の報酬改定等に関するご質問は、ホームページ掲載の質問票にて受付けます。(当日の質問受付け・回答は致しません。)
- 会場駐車場は限りがございます。公共交通機関をご利用ください。

以上、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

目次

1. 平成30年度介護報酬改定に関する審議報告の概要・・・・・・・・・・ 2 ページ
2. 現役世代並みの所得のある者の負担割合の見直しについて・・・・・・・・ 7 ページ
3. 高額介護サービス費の年間上限額適用について・・・・・・・・・・ 9 ページ
4. 介護保険適用除外施設における住所地特例の見直しについて・・ 11 ページ
5. 介護職員処遇改善加算の取得促進について・・・・・・・・・・ 18 ページ
6. 事業所の吸収合併に伴う事務の簡素化について・・・・・・・・・・ 19 ページ
7. 介護ロボット導入支援事業について・・・・・・・・・・ 22 ページ
8. 平成30年度介護報酬改定に伴う体制届等の提出について・・・・ 23 ページ
9. 防火安全体制等の周知徹底について・・・・・・・・・・ 31 ページ

平成30年度介護報酬改定に関する審議報告の概要

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、国民1人1人が状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現」、「多様な人材の確保と生産性の向上」、「介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保」を図る。

I 地域包括ケアシステムの推進

■ 中重度の要介護者も含め、どこに住んでいても適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けることができる体制を整備

【主な事項】

- 中重度の在宅要介護者や、居住系サービス利用者、特別養護老人ホーム入所者の医療ニーズへの対応
- 医療・介護の役割分担と連携の一層の推進
- 医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院の創設
- ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保
- 認知症の人への対応の強化
- 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

II 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現

■ 介護保険の理念や目的を踏まえ、安心・安全で、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスを実現

【主な事項】

- リハビリテーションに関する医師の関与の強化
- リハビリテーションにおけるアウトカム評価の拡充
- 外部のリハビリ専門職等との連携の推進を含む訪問介護等の自立支援・重度化防止の推進
- 通所介護における心身機能の維持に係るアウトカム評価の導入
- 褥瘡の発生予防のための管理や排泄に介護を要する利用者への支援に対する評価の新設
- 身体的拘束等の適正化の推進

III 多様な人材の確保と生産性の向上

■ 人材の有効活用・機能分化、ロボット技術等を用いた負担軽減、各種基準の緩和等を通じた効率化を推進

【主な事項】

- 生活援助の担い手の拡大
- 介護ロボットの活用の促進
- 定期巡回型サービスのオペレーターの専任要件の緩和
- ICTを活用したリハビリテーション会議への参加
- 地域密着型サービスの運営推進会議等の開催方法・開催頻度の見直し

IV 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保

■ 介護サービスの適正化・重点化を図ることにより、制度の安定性・持続可能性を確保

【主な事項】

- 福祉用具貸与の価格の上限設定等
- 集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度基準額の計算方法の見直し等
- サービス提供内容を踏まえた訪問看護の報酬体系の見直し
- 通所介護の基本報酬のサービス提供時間区分の見直し等
- 長時間の通所リハビリの基本報酬の見直し

I 地域包括ケアシステムの推進

中重度の要介護者も含め、どこに住んでいても適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けることができる体制を整備

① 中重度の在宅要介護者や、居住系サービス利用者、特別養護老人ホーム入所者の医療ニーズへの対応

- ・ ターミナルケアの実施数が多い訪問看護事業所、看護職員を手厚く配置しているグループホーム、たんの吸引などを行う特定施設に対する評価を設ける。
- ・ ターミナル期に頻回に利用者の状態変化の把握等を行い、主治の医師等や居宅サービス事業者へ情報提供するケアマネ事業所に対する評価を設ける。
- ・ 特養の配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し入所者の診療を行ったことに対する評価を設ける。
- ・ 特養内での看取りを進めるため、一定の医療提供体制を整えた特養内で、実際に利用者を看取った場合の評価を充実させる。

② 医療・介護の役割分担と連携の一層の推進

- ・ 医療機関との連携により積極的に取り組むケアマネ事業所について、入退院時連携に関する評価を充実するとともに、新たな加算を創設する。
- ・ 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔や服薬の状態等について、ケアマネから主治の医師等に必要な情報伝達を行うことを義務づける。
- ・ リハに関し、医療から介護への円滑移行を図るため、面積・人員等の要件を緩和するほか、リハ計画書の様式を互換性を持ったものにする。

③ 医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院の創設

- ・ 現行の「療養機能強化型」と「転換老健」に相当する2つの類型を設ける。
- ・ 床面積要件や、併設の場合の人員基準の緩和、転換した場合の加算など、各種の転換支援・促進策を設ける。

④ ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保

- ・ ケアマネ事業所の管理者要件を見直し、主任ケアマネジャーであることを管理者の要件とする。(一定の経過措置期間を設ける)
- ・ 利用者は複数の事業所の紹介を求めることができる旨説明することを、ケアマネ事業所の義務とし、これに違反した場合は報酬を減額する。

⑤ 認知症の人への対応の強化

- ・ 看護職員を手厚く配置しているグループホームに対する評価を設ける。
- ・ どのサービスでも認知症の方に適切なサービスが提供されるように、認知症高齢者への専門的なケアを評価する加算や、若年性認知症の方の受け入れを評価する加算について、現在加算が設けられていないサービス(ショートステイ、小多機、看多機、特定施設等)にも創設する。

⑥ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

- ・ 障害福祉の指定を受けた事業所について、介護保険の訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。
- ・ 療養通所介護事業所の定員数を引き上げる。

Ⅱ 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現

介護保険の理念や目的を踏まえ、安心・安全で、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスを実現

① リハビリテーションに関する医師の関与の強化

- ・ リハビリテーションに関する医師の詳細な指示について、リハビリのマネジメントに関する加算の要件とした上で、別途評価する。
- ・ 要支援者のリハビリについて、要介護者のリハビリに設けられている、リハビリのマネジメントに関する加算を設ける。

② リハビリテーションにおけるアウトカム評価の拡充

- ・ 現在、介護予防通所リハに設けられているアウトカム評価(事業所評価加算:要支援状態の維持・改善率を評価)を介護予防訪問リハにも設ける。
- ・ 現在、通所リハに設けられている生活行為の向上のためのリハビリテーションに関する加算(6月で目標を達成できない場合は減算)を、介護予防通所リハにも設ける。

③ 外部のリハビリ専門職等との連携の推進を含む訪問介護等の自立支援・重度化防止の推進

- ・ 訪問介護、通所介護、特別養護老人ホーム等において、通所リハ事業所等のリハビリ専門職等と連携して作成した計画に基づく介護を評価する。
- ・ 訪問介護の身体介護として行われる「自立生活支援のための見守りの援助」を明確化するとともに、身体介護に重点を置くなど、身体介護・生活援助の報酬にメリハリをつける。
- ・ 統計的に見て通常のケアプランとかけ離れた回数(※)の訪問介護(生活援助中心型)を位置付ける場合には、ケアマネジャーは市町村にケアプランを届け出ることとする。市町村は地域ケア会議の開催等により、届け出られたケアプランの検証を行い、必要に応じ、ケアマネジャーに対し、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、サービス内容の是正を促す。

※ 「全国平均利用回数+2標準偏差」を基準として平成30年4月に国が定め、10月から施行。

④ 通所介護への心身機能の維持に係るアウトカム評価の導入

- ・ 通所介護事業所において、自立支援・重度化防止の観点から、一定期間内に当該事業所を利用した者のうち、ADL(日常生活動作)の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合を新たに評価する。

⑤ 褥瘡の発生予防のための管理や排泄に介護を要する利用者への支援に対する評価の新設

- ・ 特別養護老人ホーム等の入所者の褥瘡(床ずれ)発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理することに対し新たな評価を設ける。
- ・ 排泄障害等のため、排泄に介護を要する特別養護老人ホーム等の入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合の新たな評価を設ける。

⑥ 身体的拘束等の適正化の推進

- ・ 身体的拘束等の適正化を図るため、居住系サービス及び施設系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための指針の整備や、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催などを義務づけるとともに、義務違反の施設の基本報酬を減額する。

Ⅲ 多様な人材の確保と生産性の向上

人材の有効活用・機能分化、ロボット技術等を用いた負担軽減、各種基準の緩和等を通じた効率化を推進

① 生活援助の担い手の拡大

- ・ 訪問介護について、介護福祉士等は身体介護を中心に担う(機能分化)とともに、生活援助については、人材確保の裾野を拡大するとともに、新研修を創設して質を担保する。

② 介護ロボットの活用の促進

- ・ 特別養護老人ホーム等の夜勤について、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合に関する評価を設ける。

③ 定期巡回型サービスのオペレーターの専任要件等の緩和

- ・ 定期巡回型サービスのオペレーターについて、夜間・早朝に認められている以下の事項を、日中についても認めることとする。
 - ア 利用者へのサービス提供に支障がない場合には、オペレーターと「随時訪問サービスを行う訪問介護員」及び指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所以外の「同一敷地内の事業所の職員」の兼務を認める。
 - イ 夜間・早朝と同様の事業所間の連携が図られているときは、オペレーターの集約を認める。

④ ICTを活用したリハビリテーション会議への参加

- ・ リハビリテーション会議^(※)への医師の参加について、テレビ電話等を活用してもよいこととする。
 - ※ 関係者間でリハビリテーションの内容等について話し合うとともに、医師が、利用者やその家族に対して、その内容を説明する会議

⑤ 地域密着型サービスの運営推進会議等の開催方法・開催頻度の見直し

- ・ 地域密着型サービスの運営推進会議等の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 個人情報・プライバシーの保護等を条件に、現在認められていない複数の事業所での合同開催を認める。
 - イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の介護・医療連携推進会議の開催頻度について、他の宿泊を伴わないサービスに合わせて、年4回から年2回とする。

Ⅳ 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保

介護サービスの適正化・重点化を図ることにより、制度の安定性・持続可能性を確保

① 福祉用具貸与の価格の上限設定等

- ・ 福祉用具貸与について、商品毎の全国平均貸与価格の公表や、貸与価格の上限設定を行う(平成30年10月)。
- ・ 福祉用具専門相談員に対して、商品の特徴や貸与価格、当該商品の全国平均貸与価格を説明することや、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示することを義務づける。

② 集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度基準額の計算方法の見直し等

- ・ 集合住宅居住者に関する訪問介護等の減算の対象を、有料老人ホーム等以外の建物にも拡大する。
- ・ 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物について、当該建物に居住する利用者の人数が一定以上の場合、減算幅を見直す。
- ・ 集合住宅居住者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いることとする。
- ・ 定期巡回サービス事業者は、正当な理由がある場合を除き、地域の利用者に対してもサービス提供を行わなければならないことを明確化する。

③ サービス提供内容を踏まえた訪問看護の報酬体系の見直し

- ・ 訪問看護ステーションからのリハビリ専門職の訪問について、看護職員との連携が確保できる仕組みを導入するとともに、基本サービス費を見直す。
- ・ 要支援者と要介護者に対する訪問看護については、サービスの提供内容が異なることから、基本サービス費に一定の差を設けることとする。

④ 通所介護の基本報酬のサービス提供時間区分の見直し等

- ・ 2時間ごとの設定としている基本報酬について、サービス提供時間の実態を踏まえて1時間ごとの設定に見直す。
- ・ 基本報酬について、介護事業経営実態調査による収支差率等の実態を踏まえた上で、規模ごとにメリハリをつけて見直す。

⑤ 長時間の通所リハビリの基本報酬の見直し

- ・ 3時間以上の通所リハの基本報酬について、同じ時間、同等規模の事業所で通所介護を提供した場合の基本報酬との均衡を考慮しつつ見直す。

現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

見直し内容

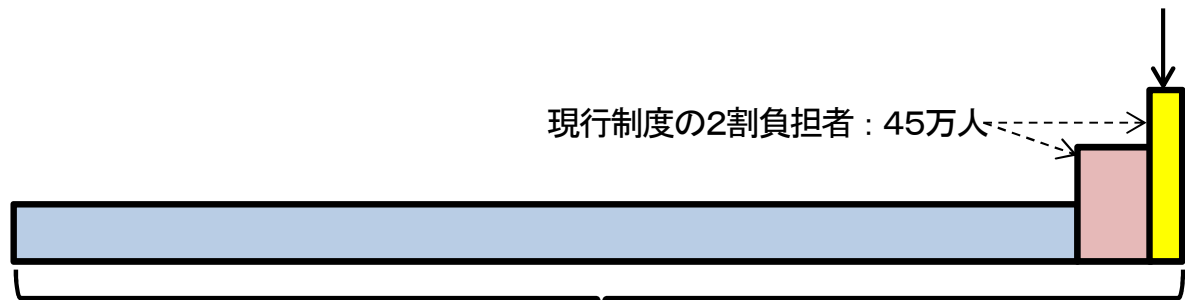
世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。ただし、月額44,400円の負担の上限あり。【平成30年8月施行】

【利用者負担割合】

【対象者数】

3割負担となり、負担増となる者：約12万人(全体の約3%)

現行制度の2割負担者：45万人



受給者全体：496万人

(単位:万人)

| | 在宅サービス | 施設・居住系 | 特養 | 合計 |
|----------|--------|--------|----|-----|
| 受給者数(実績) | 360 | 136 | 56 | 496 |

| | | | | |
|--------------|-------------|------------|----------------|-------------|
| 3割負担(推計) | 約13 | 約4 | 約1 | 約16 |
| うち負担増(対受給者数) | 約11 (3%) | 約1 (1%) | 約0.0 (0.0%) | 約12 (3%) |

| | | | | |
|----------|-----|-----|----|-----|
| 2割負担(実績) | 35 | 10 | 2 | 45 |
| 1割負担(実績) | 325 | 126 | 54 | 451 |

※介護保険事業状況報告(平成28年4月月報)

※特養入所者の一般的な費用額の2割相当分は、既に44,400円の上限に当たっているため、3割負担となっても、負担増となる方はほとんどいない。

※1 具体的な基準は政令事項。現時点では、「合計所得金額(給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額)220万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額340万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合463万円以上)」とすることを想定。⇒単身で年金収入のみの場合344万円以上に相当

※2 「合計所得金額160万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額280万円以上(単身世帯の場合。夫婦世帯の場合346万円以上)」⇒単身で年金収入のみの場合280万円以上に相当

3. 介護保険制度改正における費用負担に関する事項等について

(1) 3割負担の導入について

(負担割合証及び受給資格証明書の記載)

- 3割負担の対象者については、負担割合証及び受給資格証明書の負担割合の記載欄に3割と記載することとする。

なお、受給資格証明書においては、転入先市町村における負担割合の判定を迅速に行うため、「負担割合の判定要件の該当欄」として判定理由の欄を設けているところである。この欄について、3割負担の対象者については2割負担の対象者と同様、空欄とすることとする。

(給付減額について)

- 保険料を滞納し、その徴収権の時効が消滅した期間がある方については、その期間に応じて負担割合を3割としている。

- 現役並み所得を有する者の負担割合を3割とすることに伴い、この保険給付の減額措置が果たすべき未収納対策としての役割が維持されるよう、これらの者に対する給付制限として、4割負担とすることとしている。

- 現在の事務運用のとおり、保険者は給付減額措置の決定後、要介護・要支援（更新）認定の際に、被保険者証に「給付額減額」の旨（※）とその始期及び終期を記入すること。

※ 給付減額措置の対象者について、被保険者証に「3割負担」と記載している保険者については、今後、給付減額措置に当たって、4割負担となる可能性もあることを踏まえ、具体的な負担割合を明示しない形で「給付額減額」の旨を記載する等の工夫をお願いしたい。

- 事業所等においては、被保険者証に「給付額減額」の旨が記載されている場合、被保険者証と負担割合証を併せて確認し、当該サービス利用者の負担割合を把握した上で、介護報酬の請求を行うこととする。

※ 誤った負担割合に基づき請求した場合であっても、国民健康保険連合会の審査支払の過程において判明する仕組みとされている。

- なお、今般の改正に伴い被保険者証及び負担割合証の様式のうち裏面の注意事項を変更することとしている。様式案については、追ってお示しすることとする。

(その他)

- 所得更正があった場合等における事務運用については、基本的に現在と同じである。

平成29年
8月から

月々の負担の上限 (高額介護サービス費の基準)が 変わります

Q 高額介護サービス費とは？

A 介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には月々の負担の上限額が設定されています。1カ月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。

| 対象となる方 | 平成29年7月までの負担の上限(月額) | 平成29年8月からの負担の上限(月額) |
|----------------------------------|----------------------------|--|
| 現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方 | 44,400円(世帯) | 44,400円(世帯)* |
| 世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方 | 37,200円(世帯) | 44,400円(世帯)〈見直し〉 * 同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む。)の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額(446,400円)を設定 |
| 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方 | 24,600円(世帯) | 24,600円(世帯) |
| 前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等 | 24,600円(世帯) 15,000円(個人) | 24,600円(世帯) 15,000円(個人)* |
| 生活保護を受給している方等 | 15,000円(個人) | 15,000円(個人) |

* 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

Q どんな改正が行われるの？

A 高齢化が進み介護費用や保険料が増大する中、サービスを利用している方と利用していない方の公平や、負担能力に応じた負担をお願いする観点から、世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方の負担の上限が37,200円(月額)から44,400円(月額)に引き上げられます。

ただし、介護サービスを長期に利用している方に配慮し、同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む。)の利用者負担割合が1割の世帯は、年間446,400円(37,200円×12ヶ月)の上限が設けられ、年間を通しての負担額が増えないようにされます。(3年間の時限措置)

該当するか
チェックしよう

Step1 同じ世帯のどなたかが市区町村民税を課税されているか。

・ いる場合 37,200 円 (月額) → 44,400 円 (月額)

※ 現役並み所得者世帯は従来から 44,400 円

Step2 へ

Step2

①と②の両方に該当するか。(※ 8月から翌年7月までを一つのサイクルとし、翌年の7月31日時点で判定)

・ 該当する場合 → 年間の上限 446,400 円 (37,200×12ヶ月) を適用【新設】

① 同じ世帯の全ての 65 歳以上の方 (サービスを利用していない方を含む。) の利用者負担割合が 1 割

② 世帯が現役並み所得者世帯※に該当しない

※ 同じ世帯に 65 歳以上で課税所得 145 万円以上の方がおり、同じ世帯の 65 歳以上の方の収入の合計が 520 万円以上 (単身の場合は 383 万円以上) である場合。

利用者負担割合の基準

・ 1割負担となる方は、下記の2割負担となる方以外の方です。

・ 2割負担となる方は、次の①から④の全てに該当する方です。

① 65 歳以上の方

② 市区町村民税を課税されている方

③ ご本人の合計所得金額 (※1) が 160 万円以上の方 (年金収入のみの場合、年収 280 万円以上)




④ 同じ世帯の 65 歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額」(※2) が 1 人で 280 万円以上の方、65 歳以上の方が 2 人以上の世帯で 346 万円以上の方

※1 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額です。

※2 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

ご自身の負担割合については、負担割合証を確認するか、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

〈高額介護サービス費の見直し後の適用例〉

| | 平成 29 年 | 7 月 | 8 月 |
|---|---------|----------|----------------|
| A 世帯 ・市区町村民税が課税されている ・2割負担  ※現役並み所得相当の方ではない場合 サービス利用者 | 月々の上限 | 37,200 円 | 44,400 円 |
| | 年間の上限 | なし | なし |
| B 世帯 ・市区町村民税が課税されている ・1割負担  サービス利用者 | 月々の上限 | 37,200 円 | 44,400 円 |
| | 年間の上限 | なし | 446,400 円 (新設) |
| C 世帯 ・市区町村民税が課税されていない ・1割負担  サービス利用者 45 歳・息子 ※40 歳～64 歳は 1 割負担 | 月々の上限 | 37,200 円 | 44,400 円 |
| | 年間の上限 | なし | 446,400 円 (新設) |



厚生労働省

事 務 連 絡
平成 30 年 2 月 2 日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険適用除外施設における住所地特例の見直しの具体的運用について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 4 月 1 日より予定されている介護保険適用除外施設における住所地特例の見直しについては、その概要について全国介護保険担当課長会議（平成 29 年 7 月 3 日）にてお示ししたところではありますが、具体的な運用については、下記のとおりとしますので、ご了知の上、管内保険者への周知に特段のご配慮をお願いいたします。

なお、各都道府県の障害福祉担当部局及び生活保護担当部局に対し、社会・援護局の担当課より、同趣旨の連絡をすることとしていることを申し添えます。

記

第 1 見直しの趣旨

現行の介護保険制度では、他市町村から介護保険の適用除外施設に入所した者（以下「適用除外者」という。）がその後退所して、介護保険施設等の住所地特例対象施設に移った場合、適用除外施設が所在する市町村が保険者となるため、従来費用負担をしていた市町村等ではなく、適用除外施設の所在市町村がその費用を負担することとされている。

今般の見直しは、適用除外施設から退所して、住所地特例対象施設に入所した者について、適用除外施設の所在する市町村の介護給付費が過度に重くならないよう、保険者の定め方を見直すものである。

第 2 対象施設及び見直し後の保険者

見直しの対象となる適用除外施設（以下「特定適用除外施設」という。）は以

下のとおりとする。

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する指定障害者支援施設（支給決定（生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。）を受けて入所している身体障害者、知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。以下「指定障害者支援施設」という。）
- ② 障害者支援施設（生活介護を行うものであって、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の規定により入所している身体障害者又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。以下「障害者支援施設」という。）
- ③ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）
- ④ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する救護施設（以下「救護施設」という。）

上記①から③までの施設については、これらの施設に入所する際に支給決定や措置を行った市町村を保険者とし、④の施設については以下のとおり保険者を定めることとする。

| | 保護の実施機関等 | | | 救護施設の所在地 ※見直し前の住所地特例による保険者 | 介護保険施設等の所在地 | 見直し後の住所地特例による保険者 |
|------|---------------------|---------|-----------|-------------------------------|-------------|------------------|
| | 被保護者（※）の救護施設入所前の居住地 | 保護の実施機関 | 保護の費用の負担者 | | | |
| ケース① | A 県 a 市 | A 県 a 市 | A 県 a 市 | B 県 b 市 | C 県 c 市 | A 県 a 市 (実施者) |
| ケース② | A 県 d 村 | A 県 | A 県 | B 県 b 市 | C 県 c 市 | A 県 d 村 (居住地) |
| ケース③ | 不明 or 無し | A 県 a 市 | A 県 | B 県 b 市 | C 県 c 市 | A 県 a 市 (実施者) |

ケース①：救護施設入所前の居住地が市、特別区又は福祉事務所設置町村である場合

ケース②：救護施設入所前の居住地が福祉事務所を設置していない町村である場合

ケース③：救護施設入所前の要保護者の居住地が不明又は明らかでなく、A 県 a 市で保護された場合

※ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）第 10-2-(6)において被保護者とみなされた者を含む。

第3 具体的な運用方法

1 特定適用除外施設が指定障害者支援施設、障害者支援施設又はのぞみの園の場合

① 特定適用除外施設から住所地特例対象施設への入所等に当たって、特定適用除外施設又は適用除外者本人から、障害福祉サービスに係る支給決定等を行っている市町村の障害福祉担当部局に連絡をする。

② 連絡を受けた障害福祉担当部局は、当該市町村の介護担当部局に当該適用除外者に係る介護保険被保険者資格に関する確認を依頼する。

介護担当部局は、確認が取れたときは、特定適用除外施設又は適用除外者本人に対し、当該市町村が当該適用除外者の介護保険の保険者（以下「保険者市町村」という。）となる旨を伝える。あわせて、速やかに特定適用除外施設の所在する市町村（以下「前市町村」という。）の介護担当部局に連絡する。

※ 特定適用除外施設から住所地特例対象施設への入所等に当たっては、要介護認定の申請が保険者市町村に対し行われず、前市町村に対し行われる場合がある。この場合、前市町村は、当該適用除外者の障害福祉サービスに係る支給決定等を行っている市町村が記載されている障害福祉サービス受給者証等を確認し、特定適用除外施設又は適用除外者本人に対し、当該市町村が保険者市町村となる旨を伝える。あわせて、速やかに保険者市町村の介護担当部局に連絡することにより、当該適用除外者の要介護認定の申請手続きが円滑に行えるよう支援すること。

③ 当該適用除外者は保険者市町村に要介護認定の申請を行う。当該適用除外者の住所地特例対象施設への入所等の後、保険者市町村は要介護認定を行うとともに、被保険者証を交付する。

※ 適用除外者が遠隔の地に居所を有するときは、要介護認定に係る調査を前市町村に囑託することができる。

※ 適用除外施設退所日の3ヶ月前以内に、適用除外施設退所予定者の要介護認定申請を受理し、退所後に認定（決定）することは可能とされている。（平成11年9月17日「全国介護保険担当課長会議」資料参照）

※ 特定適用除外施設には長期入所をしている利用者もいるため、保険者市町村における介護保険システム内に情報がない対象者の存在が考えられる。このため住民票を管理す

る担当部局や障害福祉担当部局と連携し、情報の共有に努められたい。

- ④ 前市町村の介護担当部局は、保険者市町村からの情報、施設からの情報、住基情報の活用等により、適用除外者の特定適用除外施設からの退所を確認し、適用除外対象者名簿から当該適用除外者を削除する。
- ⑤ 住所地特例対象施設が所在する市町村（以下「施設所在市町村」という。）は、前市町村への連絡や住所地特例対象施設からの入所連絡等により保険者市町村についての情報を得る。
- ⑥ 施設所在市町村は、他市町村住所地特例者名簿に記載するとともに、保険者市町村に対し、他市町村住所地特例者連絡票を送付する。
- ⑦ 保険者市町村は、住所地特例である旨を被保険者台帳に記載し、管理する。

2 特定適用除外施設が救護施設の場合

- ① 特定適用除外施設から住所地特例対象施設への入所等に当たって、特定適用除外施設又は適用除外者本人から、当該適用除外者の保護の実施機関に連絡をする。
- ② 連絡を受けた当該適用除外者の保護の実施機関である市町村の生活保護担当部局は、当該市町村の介護担当部局に当該適用除外者に係る介護保険被保険者資格に関する確認を依頼する。

介護担当部局は、確認が取れたときは、当該市町村が保険者市町村であることを当該適用除外者に伝える。あわせて、速やかに前市町村の介護担当部局に連絡する。

※ 保護の実施機関が都道府県である場合、当該都道府県の生活保護担当部局は、当該適用除外者が特定適用除外施設に入所する前に居住地を有していた市町村が保険者市町村であることを当該適用除外者に伝える。あわせて、速やかに保険者市町村及び前市町村の介護担当部局に連絡する。

※ 特定適用除外施設から住所地特例対象施設への入所等に当たっては、要介護認定の申請が保険者市町村に対し行われず、前市町村に対し行われる場合がある。この場合、前市町村は、当該適用除外者の保護の実施機関である市町村又は都道府県の生活保護担当部局に保険者市町村について照会すること等により、特定適用除外施設又は適用除外者

本人に対し、保険者市町村についての情報を伝える。あわせて、速やかに保険者市町村の介護担当部局に連絡することにより、当該適用除外者の要介護認定の申請手続が円滑に行えるよう支援すること。

- ③ 当該適用除外者は保険者市町村に要介護認定の申請を行う。当該適用除外者の住所地特例対象施設への入所等の後、保険者市町村は要介護認定を行うとともに、被保険者証を交付する。

※ 適用除外者が遠隔の地に居所を有するときは、要介護認定に係る調査を前市町村に囑託することができる。

※ 適用除外施設退所日の3ヶ月前以内に、適用除外施設退所予定者の要介護認定申請を受理し、退所後に認定（決定）することは可能とされている。（平成11年9月17日「全国介護保険担当課長会議」資料参照）

※ 特定適用除外施設には長期入所をしている利用者もいるため、保険者市町村における介護保険システム内に情報がない対象者の存在が考えられる。このため住民票を管理する担当部局や生活保護担当部局と連携し、情報の共有に努められたい。

- ④ 前市町村の介護担当部局は、保険者市町村からの情報、施設からの情報、住基情報の活用等により、適用除外者の特定適用除外施設からの退所を確認し、適用除外対象者名簿から当該適用除外者を削除する。

- ⑤ 施設所在市町村は、前市町村への連絡や介護保険施設等からの入所連絡等により保険者市町村についての情報を得る。

- ⑥ 施設所在市町村は、他市町村住所地特例者名簿に記載するとともに、保険者市町村に対し、他市町村住所地特例者連絡票を送付する。

- ⑦ 保険者市町村は、住所地特例である旨を被保険者台帳に記載し、管理する。

第4 留意事項

- この見直しは、平成30年4月1日以降に特定適用除外施設から介護保険施設等に入所等を行った者から適用されるものであり、平成30年3月31日以前に特定適用除外施設から住所地特例対象施設に入所等をし、平成30年4月1日以降も引き続き当該住所地特例対象施設に入所等をしている者について保険者が変更されることはない。

- またこの見直しは、特定適用除外施設から同一市町村内の住所地特例対象施設に入所した場合も対象となる。この場合も、第3の具体的な運用を参考にすること。
- 介護保険の住所地特例対象施設には、有料老人ホーム等入所に当たって要介護認定を必要としないものもある。この場合も、特定適用除外施設又は適用除外者本人から連絡のあった障害福祉担当部局及び生活保護担当部局は、当該適用除外者の入所先が住所地特例対象施設であれば、当該市町村の介護担当部局に連絡すること。
- 複数の特定適用除外施設に継続して入所していた者については、住所地特例対象施設に入所する直前の特定適用除外施設への入所に係る支給決定や措置を行った市町村を保険者としてすることとする。
- 適用除外施設の中でも上記以外の施設（ハンセン病療養所等）は、今般の見直しの対象外となっていることに留意すること。

(参考) 平成 11 年 9 月 17 日「全国介護保険担当課長会議」資料

64 歳の者（特定疾病に該当しない者）の要介護認定申請を受理し、65 歳到達後に認定（決定）することは可能か。同様に、39 歳の者（特定疾病に該当者）の要介護認定申請を受理し、40 歳到達後に認定（決定）することは可能か。また、適用除外施設退所予定者の要介護認定申請を受理し、退所後に認定（決定）することは可能か。

いずれも運用上の対応として可能と考える。なお、申請を受け付ける期間としては、申請に係る者の状態について大きな変更が生ずることが見込まれないということから、65 歳到達日（誕生日の前日）、40 歳到達日（誕生日の前日）又は適用除外施設退所日（以下「65 歳到達日等」という。）の 3 か月前以内とすることが適当と考える。この場合であっても、保険給付は、65 歳到達日等からうけることができることとなる。また、申請より 30 日以内に認定を行うという場合の申請のあった日については、65 歳到達日等となるものと解する。
(後略)

6. 介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業の実施について

- 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、社会保障審議会介護給付費分科会での議論を踏まえ、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点などから、一定の経過措置期間を設けた上で、廃止することとなった。

本事業は、これを踏まえ、加算の新規取得や、より上位の区分の取得に向けた支援を行うものである。

なお、本事業については、「介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業の実施に係る所要見込み額調の実施について（依頼）」（平成30年2月1日付老老発0201第1号 厚生労働省老健局老人保健課長通知）で、各都道府県・指定都市あてに事業の実施にかかる協議を依頼しているところであり、本事業の実施について、積極的な検討をお願いしたい。

- 事業内容

介護施設・事業所における介護職員処遇改善加算の新規取得や、より上位区分の加算取得に向けて、専門的な相談員（社会保険労務士など）を介護施設・事業所に派遣し、個別の助言・指導等を行い、加算の取得を支援する。

- ・平成30年度予算（案）：2.2億円（（目）介護保険事業費補助金）
- ・実施主体：都道府県・指定都市
- ・補助率：10/10

（事業例）

- a. 社会保険労務士など労務関係の専門的知識を有する者に委託し、当該社会保険労務士などが直接、加算未届事業所などを訪問し、加算の取得等にかかる助言・指導・各種書類の作成補助を行う。
- b. 各事業所が加算を取得するにあたり、専門的な相談員（社会保険労務士など）へ相談をした際に生じる相談料に対し、補助金を交付する。

| 経済・財政再生計画 改革工程表 | | | | | | 経済・財政再生計画改革工程表2017改定版 (平成29年12月21日経済財政諮問会議) | | | |
|--|--|--|--|-----------------|----|--|---------|------------|------------|
| 集中改革期間 | | | | | | 2019年度 | 2020年度～ | KPI (第一階層) | KPI (第二階層) |
| ～2016年度 (主担当府省庁等) | | 2017年度 | 2018年度 | | | | | | |
| 公的サービスの産業化 | ＜厚生労働省＞ | | 通常国会 | 概算要求 税制改正要望等 | 年末 | 通常国会 | | | |
| | ＜②介護人材の資質の向上と事業経営の規模の拡大やICT・介護ロボットの活用等による介護の生産性向上＞ | | | | | | | | |
| | 地域医療介護総合確保基金により都道府県が行うキャリアアップのための研修などの取組を支援 | | | | | | | | |
| | 介護福祉士養成施設卒業生に対する国家試験の義務付け等を内容とする社会福祉法等一部改正法案提出、成立 | ・介護職を目指す学生への修学資金の貸付け等による支援の実施 ・離職した介護福祉士の届出システム整備等による円滑な再就業支援の実施 | | | | | | | |
| | 2015年度介護報酬改定に併せて人員や設備基準の見直しを実施 | 多様な人材確保と人材育成について、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会において、2017年10月に報告書を取りまとめ | 報告書に基づき、介護人材のすそ野の拡大に向けた入門的研修の内容を検討、実施 | | | | | | |
| | | ロボット等を用いた介護に係る介護報酬や人員・設備基準の見直し等の制度上の対応について検討・結論 | | | | | | | |
| | ・介護事業所におけるICTを活用した事務負担の軽減のための課題の把握・分析、業務改善の効果測定のためのモデル事業を実施。あわせて、介護事業所における書類削減に向け方策を検討。 ・ICTを活用した事務負担軽減について、整理した論点を踏まえ、必要なガイドラインをまとめ、公表・周知(2017年9月) | 介護サービス事業所における実態把握を順次進めるとともに、行政が求める帳票等の見直しなどを随時実施することにより、2020年代初頭までに当該帳票等の文書量の半減に取り組む | ICTを活用した効果的・効率的なサービス提供モデルの普及等、介護ロボット・ICTを活用した介護分野の生産性向上に向けた取組を実施 | | | | | | |
| | | | 介護サービスにおける生産性向上ガイドラインの作成・普及に取り組む | | | | | | |
| | | | 介護事業所におけるICT普及促進のため、介護情報の事業所間連携の効果を検証した上でICTの標準仕様の作成に向けた取組を実施 | | | | | | |
| | | ・介護ロボットの開発の方向性について開発者と介護職員が協議する場を設置することにより、開発段階から介護施設の実際のニーズを反映 ・福祉用具や介護ロボットの活用を支援し、導入を促進するため、介護現場における機器の有効性の評価手法の確立、効果実証の実施、介護現場と開発現場のマッチング支援によるモニター調査の円滑な実施等を推進 | | | | | | | |
| AIを活用したケアプランの作成支援について、実用化に向けた課題の整理などの取組を支援 | | | | | | | | | |

(3) 事業所の吸収合併に伴う事務の簡素化について

介護事業所の吸収合併に伴う指定については、介護保険最新情報 vol.106 (運営基準等に係るQ&A (平成13年3月28日発出事務連絡)) において、「A法人がB法人に吸収合併され、吸収合併の日にA法人の事業所をB法人が引き継ぐ場合は、B法人の事業所として新規に申請指定を行う必要がある」としている。そのため、指定権者においては、新規指定に係る審査と、新規指定に伴う各種事務手続きに対応いただく必要がある。

一方、介護事業所が吸収合併を行う場合、合併前の旧法人が運営する事業所を合併後の法人が継続して運営し、事業所が実質的に継続して運営されると認められることがある。指定権者においては、当該事業所の職員に変更が無い等、吸収合併の前後で介護事業所が実質的に継続して運営されると認めた場合においては、下記の例示のように、合併前の旧法人が運営する事業所の利用者に対するサービスの継続的な提供と質の確保を優先するよう、十分な配慮をお願いする。

また、都道府県におかれては、管内市町村及び介護事業所等に対する周知をお願いする。

【例】

i 事業所が自治体へ行う手続

- ・ 地域密着型サービスについて、更新の期限の到来前の再公募を不要とすること
- ・ 認知症対応型グループホームなどの代表者は、認知症に関する研修を修了している必要があるが、新たな代表者が既に同研修を受講している場合には、そ

の再研修を不要とすること。

- ・ 吸収合併の日と介護事業所の指定の日に差が生じることによってサービス提供の空白期間が発生し、利用者に対する介護サービスが途切れるようなことがないように、可能な限り迅速・簡便な対応を行うこと。
- ・ 合併前の旧法人の本体事業所とサテライト事業所を引き継ぐ場合、介護保険法上の手続きを並行して行い、吸収合併の日から本体事業所とサテライト事業所が事業運営を行えるようにすること。

ii 事業所と利用者が行う手続

- ・ 介護事業所の利用契約の再締結を不要とすること（会社法に基づく吸収合併については、合併後の法人は合併前の旧法人の権利義務を承継する）
- ・ ケアプランの変更を不要とすること（利用者の希望による軽微な変更扱いが可能）

iii 介護報酬上の取扱いについて

- ・ 事業所が合併した場合における介護報酬上の取扱いに関し、介護保険最新情報 vol. 69（平成 21 年 4 月改定関係 Q&A(vol. 1)（平成 21 年 3 月 23 日発出））においては、サービス提供体制強化加算について、「施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合」には、勤続年数を通算できるとしている。

この他、例えば、訪問介護の特定事業所加算の重度要介護者の受入割合などの過去の実績が必要な加算については、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合、実績の通算が可能である。

また、介護職員処遇改善加算における介護職員処遇改善計画書や介護職員処遇改善実績報告書について、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合、合併前の旧法人が運営する事業所分と合併後の法人が運営する事業所分を一括して作成・提出することも可能である。

◀ 20 ▶

iv 厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分に関する手続

- ・ 厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受けて取得等をした財産に係る取り扱いについては、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成 20 年 4 月 17 日会発 0417001 号）に基づいて対応すること。

※ 吸収合併による財産の承継が行われる場合の財産処分の手続等

- ・ 事業所（間接補助事業者等）は、地方公共団体（補助事業者等）を経由して、厚生労働大臣（適正化法第 26 条により事務委任されている場合は地方厚生（支）局長。）に財産処分の申請手続きを行うことが原則必要。

（注）財産処分制限期間を経過した財産である場合は、手続きを要しない。

- ・ 財産処分に伴う国庫納付の要否については以下の通り。

① 財産の承継が有償の場合については、国庫納付を要する。

② 財産の承継が無償の場合については、以下について国庫納付を要しない。

i 経過年数が 10 年以上である場合は、財産の承継後に介護保険法に規定する事業等を含む別表に掲げる事業に使用する場合。

ii 経過年数が 10 年未満である場合は、同一事業を 10 年以上継続する場合。

(参考)

別表（地方公共団体以外の者について国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の事業）
（第3の2（1）関係）

| 国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の事業 （各事業には施設を含む。） | 備考 （担当部局） |
|---|-----------------------|
| <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none">・老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する事業（老人居宅生活支援事業、老人福祉施設及び有料老人ホーム）・介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する事業（居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護保険施設、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業及び介護予防支援事業等） <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none">・高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定する高齢者優良賃貸住宅 <p>（略）</p> | <p>老健局</p> <p>老健局</p> |

介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業

○平成30年度予算(案)
介護ロボット開発等加速化事業(3.7億円)
の内数

1. 概要

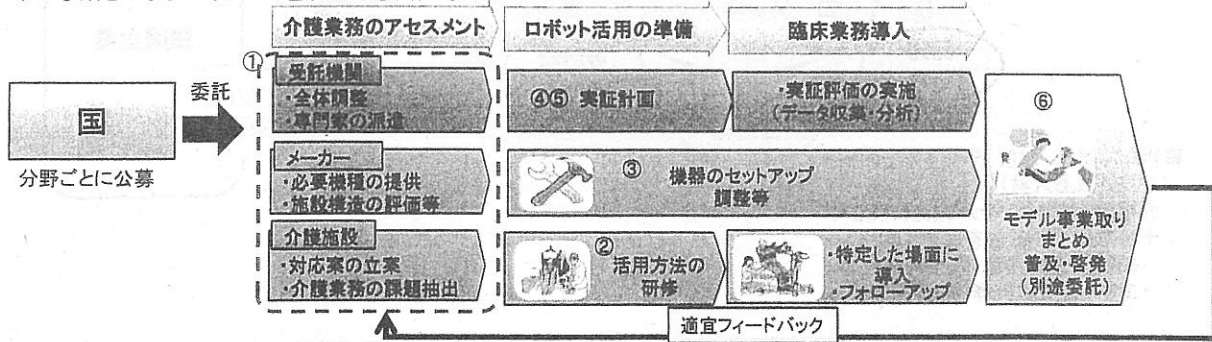
- 介護ロボットの導入を推進するためには、介護ロボットの開発だけでなく、導入する施設において、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要。
- そのため、当事業において、介護ロボットを活用した介護技術の開発までの実現を支援する。

2. 事業内容

- 介護ロボット活用による施設介護における課題点をアセスメントし、対応策を講じられるよう、現場の介護業務と介護機器の有効的な使用方法に精通した専門家をモデル事業実施施設(介護施設)に派遣。
- 対象機器は、開発重点分野を基に選定し、5カ所で実施。
- 公募により委託。その他にモデル事業の取りまとめ等の業務支援を別途委託。

3. 事業の流れ

- ①受託先機関において、介護施設、メーカー、受託機関が連携して事業実施できる体制を構築。
- ②機器について、介護スタッフに活用方法の研修を行った上で、現場に投入し、活用状況についてフォローアップを行う。
- ③必要に応じて、導入施設の設備や介護方法に応じた、機器・施設のセットアップや改良を行う。
- ④必要に応じて、メーカーに機器の改善点をフィードバックした上で、導入機器の再選定を行う。
- ⑤普及モデル化を見据えた適切な実証計画を企画・立案。
- ⑥モデル事業をとりまとめ、広く普及・啓発を行う。



介護ロボット導入支援事業【地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)】

- 現在上市されつつある介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資する新たな技術が活用されており、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。
- これらの介護ロボットは価格が高額であることから、普及促進策として、地域医療介護総合確保基金で実施する事業の一つに本事業を設けて、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による購入が可能となるよう先駆的な取組について支援を行う。

<< 22 >>

対象概要

- ・介護施設等の実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の実現のために使用される介護ロボットであって、先駆的な取組により介護従事者が被介護者に提供する介護業務の負担軽減や効率化に資するものであること。
- 都道府県が提出された計画内容を判断

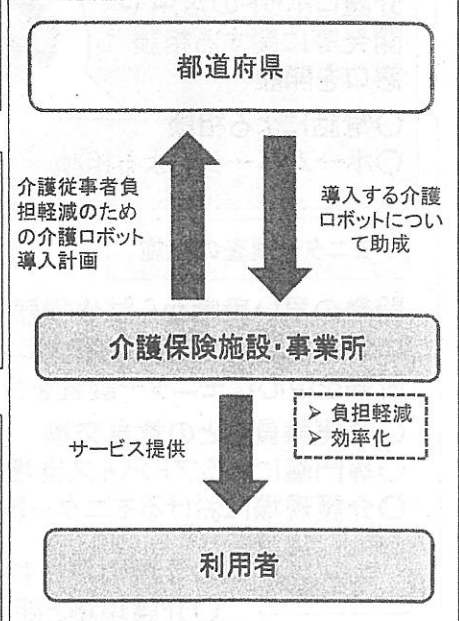
対象範囲

- ・介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の作成
<記載内容>
 - 達成すべき目標
 - 導入すべき機種
 - 期待される効果等とし、実際の活用モデルを示すこと
 とで他の介護施設等の参考となるべき内容であること。(3年計画)
- ・日常生活支援における移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援で利用する介護ロボットが対象。
- ・ロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット
- ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

補助額等

- 補助額
1 機器につき補助額10万円(30万円)。ただし20万円(60万円)未満のものは価格に2分の1を乗じて得た額が上限。
- 一回当たりの限度台数
 - ・施設・居住系サービスは、利用定員数を10で除した数を限度台数とする。
 - ・在宅系サービスは、利用定員数を20で除した数を限度台数とする。
- 介護ロボット導入計画との関係
一計画につき、一回の補助とする。

事業の流れ



※下線部は平成30年度から拡充予定

平成30年度介護報酬改定に伴う体制届等の提出について

平成30年度介護報酬改定に伴い、加算の新設等がされることから、平成30年4月1日から算定開始する加算等についての「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（体制届）」の提出時期は以下の通りといたします。当該期限までに届出された場合は、平成30年4月1日に遡って適用することとします。

なお、提出期限までに提出がされなかった場合は、平成30年4月1日での遡及適用はできません。

その場合、通常のとおりと同様、算定開始月の前月の15日（施設系については前月末）までに提出がされた場合は、その提出月の翌月から算定が可能となります。

<提出期限> 平成30年4月13日(金) 17時まで必着

（郵送の場合は、4月13日の消印有効）

【必要な提出書類】

- ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（体制届）
- ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ③添付書類（サービスや加算種別ごとに異なりますので、必ずホームページで確認の上、添付漏れのないようにして下さい。）

※上記①～③については、改訂後の様式等を平成30年3月30日（金曜日）までに鹿児島市ホームページに掲載いたします。29年度までの様式は使用しないでください。

ホームページ掲載場所

ホーム>健康・福祉>介護保険>事業者関係>介護給付費算定に係る体制届・提出書類

受付番号

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>

平成 年 月 日

(あて先) 鹿児島市長

鹿児島市ホームページ
ホーム>>健康・福祉>>介護保険>>事業者関係>>介護給付費算定に係る体制届・提出書類からダウンロードしてください。

所在地
名称 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

事業所所在地市町村番号

| | | | | | | |
|--------------------|---|-------------------------------|---------------|-------------|---------------|------------------|
| 届出者 | フリガナ 名称 | | | | | |
| | 主たる事務所の所在地 | (郵便番号 ー) 県 郡市 (ビルの名称等) | | | | |
| | 連絡先 | 電話番号 | | FAX番号 | | |
| | 法人の種類別 | 法人所轄庁 | | | | |
| | 代表者の職・氏名 | 職名 | | 氏名 | | |
| | 代表者の住所 | (郵便番号 ー) 県 郡市 | | | | |
| 事業所・施設 の 状況 | 主たる事業所・施設の所在地 | (郵便番号 ー) 鹿児島市 | | | | |
| | 事業所名 | | | | | |
| | 連絡先 | 電話番号 | | FAX番号 | | |
| | 主たる事業所の所在地以外の場所 で一部実施する場合の出張所等の 所在地 | (郵便番号 ー) 鹿児島市 | | | | |
| | 連絡先 | 電話番号 | | FAX番号 | | |
| | 管理者の氏名 | | | | | |
| 管理者の住所 | (郵便番号 ー) 県 郡市 | | | | | |
| 届出を行う事業所・施設の 種類 | 同一所在地において行う 事業等の種類 | 実施 事業 | 指定(許可) 年月日 | 異動等の区分 | 異動(予定) 年月日 | 異動項目 (※変更の場合) |
| | 指定 居室 サービス | | | 1新規 2変更 3終了 | | |
| | 訪問介護 | | | 1新規 2変更 3終了 | | |
| | 訪問入浴介護 | | | 1新規 2変更 3終了 | | |
| | 訪問看護 | | | 1新規 2変更 3終了 | | |
| | 訪問リハビリテーション | | | 1新規 2変更 3終了 | | |
| | 居宅療養管理指導 | | | 1新規 2変更 3終了 | | |
| | 通所介護 | | | 1新規 2変更 3終了 | | |
| | 療養通所介護 | | | 1新規 2変更 3終了 | | |
| | 通所リハビリテーション | | | 1新規 2変更 3終了 | | |
| | 短期入所生活介護 | | | 1新規 2変更 3終了 | | |
| | 短期入所療養介護 | | | 1新規 2変更 3終了 | | |
| | 特定施設入居者生活介護 | | | 1新規 2変更 3終了 | | |
| | 福祉用具貸与 | | | 1新規 2変更 3終了 | | |
| | 介護予防訪問入浴介護 | | | 1新規 2変更 3終了 | | |
| | 介護予防訪問看護 | | | 1新規 2変更 3終了 | | |
| | 介護予防訪問リハビリテーション | | | 1新規 2変更 3終了 | | |
| | 介護予防居宅療養管理指導 | | | 1新規 2変更 3終了 | | |
| | 介護予防通所リハビリテーション | | | 1新規 2変更 3終了 | | |
| | 介護予防短期入所生活介護 | | | 1新規 2変更 3終了 | | |
| 介護予防短期入所療養介護 | | | 1新規 2変更 3終了 | | | |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | | | 1新規 2変更 3終了 | | | |
| 介護予防福祉用具貸与 | | | 1新規 2変更 3終了 | | | |
| 居室介護支援 | | | 1新規 2変更 3終了 | | | |
| 施設 | 介護福祉施設サービス | | | 1新規 2変更 3終了 | | |
| | 介護保健施設サービス | | | 1新規 2変更 3終了 | | |
| | 介護療養施設サービス | | | 1新規 2変更 3終了 | | |
| | 介護医療院サービス | | | 1新規 2変更 3終了 | | |
| 介護保険事業所番号 | | 4 | 6 | | | |
| 医療機関コード等 | | | | | | |
| 特記事項 | 変更前 | | | 変更後 | | |
| | | | | | | |
| 関係書類 | 別添のとおり | | | | | |

- 備考1 「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
 2 「法人の種類別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
 3 「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
 4 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
 5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「○」を記入してください。
 6 「異動項目」欄には、(別紙1, 1-2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記載してください。
 7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
 8 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

(別紙)

「既存のサービス事業所の届出留意事項」

| 項番 | サービス種類 | 変更点 | 既存事業所の取扱い |
|----|--|--|--|
| 1 | 共通 | その他該当する体制等の届出項目追加 | 項番2以降に記載がない新設された項目について、新たな届出がない場合は「なし」、「非該当」、「基準型」又は「対応不可」とみなす。 |
| 2 | 13：訪問看護 | 「その他該当する体制等」欄の 「看護体制強化加算」 「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」 に変更 | 「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 (注)「2：加算Ⅱ」については、要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届出を行うよう留意が必要。 |
| 3 | 14：訪問リハビリテーション 64：介護予防訪問リハビリテーション 66：介護予防通所リハビリテーション | 「施設等の区分」欄に 「3：介護医療院」 を新設 | 「3：介護医療院」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となる。 |
| 4 | 14：訪問リハビリテーション 16：通所リハビリテーション | 「その他該当する体制等」欄の 「リハビリテーションマネジメント加算」 「4：加算Ⅲ」 「5：加算Ⅳ」 を追加 | 「4：加算Ⅲ」又は「5：加算Ⅳ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 (注)「2：加算Ⅰ」「3：加算Ⅱ」については、要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届出を行うよう留意が必要。 |

| 項番 | サービス種類 | 変更点 | 既存事業所の取扱い |
|----|---|---|---|
| 5 | 15：通所介護 78：地域密着型通所介護 | 「その他該当する体制等」欄の 「個別機能訓練体制」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 を廃止 | なし。 |
| 6 | 16：通所リハビリテーション | 「施設等の区分」欄に 「A：通常規模の事業所（介護医療院）」 「B：大規模の事業所（Ⅰ）（介護医療院）」 「C：大規模の事業所（Ⅱ）（介護医療院）」 を新設 | 「A：通常規模の事業所（介護医療院）」、「B：大規模の事業所（Ⅰ）（介護医療院）」又は「C：大規模の事業所（Ⅱ）（介護医療院）」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となる。 |
| 7 | 21：短期入所生活介護 51：介護福祉施設サービス 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 「その他該当する体制等」欄の 「看護体制加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 を廃止 「その他該当する体制等」欄の 「夜勤職員配置加算」 「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「2：加算Ⅰ・加算Ⅱ」 「3：加算Ⅲ・加算Ⅳ」 に変更 | なし。 「3：加算Ⅲ・加算Ⅳ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 （注）「2：加算Ⅰ・加算Ⅱ」については、要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届出を行うよう留意が必要。 |

| 項番 | サービス種類 | 変更点 | 既存事業所の取扱い |
|----|---|--|--|
| 8 | 22：短期入所療養介護 25：介護予防短期入所療養介護 52：介護保健施設サービス | 施設等の区分1と2の「人員配置区分」欄 「1：従来型」を 「1：基本型」に変更 | 「人員配置区分」欄における既存届出内容が「1：従来型」で、新たな届出がない場合は「1：基本型」とみなす。 |
| | | 施設等の区分5と6と7と8の「人員配置区分」欄 「1：療養型」 「2：療養強化型」を削除 | 「人員配置区分」欄における既存届出内容が「1：療養型」又は「2：療養強化型」で、新たな届出がない場合は「未設定」とみなす。 |
| | | 施設等の区分5と6と7と8の「その他該当する体制等」欄 「療養体制維持特別加算」 「1：なし」 「2：あり」を廃止 | (注)「人員配置区分」欄における既存届出内容が「1：療養型」の場合は「療養体制維持特別加算Ⅰ」の新たな届出が必要となる。 (注)「人員配置区分」欄における既存届出内容が「2：療養強化型」の場合は「療養体制維持特別加算Ⅱ」の新たな届出が必要となる。 |
| | | 「施設等の区分」欄に 「9：介護老人保健施設(Ⅳ)」 「A：ユニット型介護老人保健施設(Ⅳ)」を新設 | 「9：介護老人保健施設(Ⅳ)」又は「A：ユニット型介護老人保健施設(Ⅳ)」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となる。 |
| 9 | 2A：短期入所療養介護 2B：介護予防短期入所療養介護 55：介護医療院サービス | 「提供サービス」欄にサービス種類を新設 | 算定を行うためには、新たな提供サービスの届出が必要となる。 |

| 項番 | サービス種類 | 変更点 | 既存事業所の取扱い |
|----|---|--|--|
| 10 | 32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型） | 「その他該当する体制等」欄の 「医療連携体制」 「1：対応不可」 「2：対応可」 を 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 に変更 | 既存届出内容が「2：対応可」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰ」とみなす。 <u>「3：加算Ⅱ」又は「4：加算Ⅲ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</u> |
| 11 | 43：居宅介護支援 | 「その他該当する体制等」欄の 「特定事業所加算Ⅳ」 「1：なし」 「2：あり」 を新設 | なし。（平成31年4月から算定可能） ※異動年月日が平成30年4月1日から平成31年3月31日までは未設定とする。 |
| 12 | 51：介護福祉施設サービス | 「施設等の区分」欄の 「2：小規模介護福祉施設」 「4：ユニット型小規模介護福祉施設」 を 「2：経過的小規模介護福祉施設」 「4：ユニット型経過的小規模介護福祉施設」 に変更 | 「施設等の区分」欄における既存届出内容が「2：小規模介護福祉施設」で、新たな届出がない場合は「2：経過的小規模介護福祉施設」とみなす。 「施設等の区分」欄における既存届出内容が「4：ユニット型小規模介護福祉施設」で、新たな届出がない場合は「4：ユニット型経過的小規模介護福祉施設」とみなす。 |

| 項番 | サービス種類 | 変更点 | 既存事業所の取扱い |
|----|--|--|--|
| 13 | 51：介護福祉施設サービス 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 「その他該当する体制等」欄の 「障害者生活支援体制」及び「看取り介護体制」 「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 に変更 | 既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰ」とみなす。 <u>「3：加算Ⅱ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</u> |
| 14 | 52：介護保健施設サービス | 施設等の区分1と2の「その他該当する体制等」欄 「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」 「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 に変更 | 「3：加算Ⅱ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 (注)「2：加算Ⅰ」については、要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届出を行うよう留意が必要。 |
| 15 | 61：介護予防訪問介護 65：介護予防通所介護 | 廃止 | なし。 |
| 16 | 72：認知症対応型通所介護 74：介護予防認知症対応型通所介護 | 「施設等の区分」欄の 「3：グループホーム等活用型」 を 「3：共用型」 に変更 | 「施設等の区分」欄における既存届出内容が「3：グループホーム等活用型」で、新たな届出がない場合は「3：共用型」とみなす。 |
| 17 | 77：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 79：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型） | 「施設等の区分」欄の 「1：看護小規模多機能型居宅介護事業所」 「2：サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所」 を新設 | <u>従来の届出内容に関わらず、算定を行うためには、新たな施設等の区分の届出が必要となる。</u> |

| 項番 | サービス種類 | 変更点 | 既存事業所の取扱い |
|----|---------------------------|---|---|
| 18 | 77:複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) | <p>「その他該当する体制等」欄の 「訪問看護体制強化加算」 「1:なし」 「2:あり」 を 「看護体制強化加算」 「1:なし」 「3:加算Ⅰ」 「2:加算Ⅱ」 に変更</p> | <p>既存届出内容が「2:あり」で、新たな届出がない場合は「2:加算Ⅱ」とみなす。</p> <p><u>「3:加算Ⅰ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</u></p> |

子子発 0202 第 1 号
社援総発 0202 第 1 号
障企発 0202 第 1 号
老総発 0202 第 2 号
平成 30 年 2 月 2 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省社会・援護局総務課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省老健局総務課長
（ 公 印 省 略 ）

避難等に当たって配慮を要する者が入所する社会福祉施設等における
防火安全体制等の周知徹底について

去る 1 月 31 日夜、北海道札幌市の高齢者等が多く入所する施設において火災が発生し、本日現在 11 名の入所者が死亡するという痛ましい事故が発生した。避難等に当たって配慮を要する者が入所する社会福祉施設等において火災が発生した場合には、甚大な被害につながるおそれがあり、それを未然に防止することが必要である。

貴職においては、社会福祉施設等における防火体制の確保及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等、防火安全対策について、関係法令及び通知等に基づき万全を期すよう、施設管理者に対し改めて周知徹底をお願いする。

また、総務省消防庁予防課長及び国土交通省住宅局建築指導課長より別添 1、別添 2 のとおり通知が発出されているので、当該通知において注意喚起や違反对策を行うように示されている対象建築物（一定の要件に該当する寄宿舍又は下宿）において、社会福祉施設等に関する事業が運営されている場合は、消防部局及び建築部局等とも十分に連携を図り、社会福祉施設等における防火安全対策の更なる徹底が図られるようお願いする。

消防予第26号
平成30年2月1日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

消防法施行令別表第一(5)項ロ(下宿等)の防火対策に係る注意喚起等について

1月31日に北海道札幌市で発生した消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)別表第一(5)項ロ(下宿)の火災では、死者11名、負傷者3名(重症1名、中等症2名)の被害が発生しています(別紙参照)。

現在、この火災について関係当局により火災原因の究明が行われているところであり、当庁では、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第35条の3の2に基づき、消防庁長官の火災原因の調査のため、現地に職員を派遣したところです。

現時点で出火原因等は特定されていませんが、類似の火災による被害の発生を防止する当面の対応として、下記1の防火対象物に対し、個々の施設の態様に応じて下記2の防火対策に係る注意喚起を行い、その徹底を図られますようお願いいたします。

なお、本火災を踏まえた対応について、国土交通省住宅局建築指導課長から別添1のとおり通知がなされていますので、関係部局との必要な連携を図るようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、その旨周知されるようお願いいたします。

記

1 対象とする防火対象物

令別表第一(5)項ロに掲げる防火対象物(寄宿舍又は下宿に限る。)のうち、次の条件を全て満たす防火対象物とする。

- (1) 昭和50年以前に新築されたものであること。
- (2) 2階建て以上であること。
- (3) 延べ面積が150㎡以上であること。
- (4) 木造であること。

※ 地域の実情により、対象とする防火対象物数が多数となる場合は、必要に応じて、以下のものを優先する等の対応を図られたいこと。

- ・既存不適格の建築物として、現行の規定に適合していない防火の規定が多数存するもの
- ・廊下が開放型となっていないなど、比較的火災危険性が高いと考えられるもの
- ・他の用途から、寄宿舍・下宿に用途変更した経過が確認できるもので、当該用途変更に係る消防同意の記録が存しないなど、用途変更時に建築確認を受けなかった可能性が高いと考えられるもの

2 当面の対応

(1) 消防法令違反等の是正の徹底

消防用設備等の設置状況や消防用設備等の点検等に係る消防法令違反がある場合は、火災発生時に大きく被害が拡大することが予想されることから、違反が認められる場合にあつては、重点的に改善指導を図られたいこと。

※ 対象となる施設が、令別表第一（6）項ロ又はハに該当する可能性がある場合は、必要に応じて福祉部局と連携の上、消防法上の用途の取扱いについて適切に判定されたいこと。

(2) 施設管理者等に対し、以下の事項を指導されたいこと。

ア 消防用設備等が適切に維持管理されていること。

イ 避難経路に物品が存置されていないこと。

ウ 防火管理体制に不備がないこと。

(3) 入居者に対し、直接又は施設管理者を通じて、以下の事項を注意喚起されたいこと。

ア たばこ、火気管理等の出火防止対策を徹底すること。

イ 避難経路を再確認すること。

ウ 火災の際に迅速な119番通報を行うこと。

エ 火災発見時に他の入居者等に大声で火災の発生を知らせること。

オ 消火器を用いた初期消火方法を習得すること。

※ 注意喚起にあつては、必要に応じ、別添2を参考とされたいこと。また、必要に応じ、建築部局及び福祉部局との情報共有及び連携を図るとともに、地域の実情に応じ、消防団や婦人防火クラブ、介護支援専門員（ケアマネジャー）、民生委員などの主体と連携した住宅防火訪問の一環として実施するなど、効果的な方法での実施を図られたいこと。

| | |
|----------------------------------|-------|
| 消防庁予防課設備係 | 塩谷、四維 |
| 企画調整係 | 千葉、桐原 |
| 予防係 | 恵崎、柏原 |
| 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533 | |

札幌市下宿火災（第4報）

消防庁災害対策室

平成30年2月1日

23時30分現在

※下線部は前回からの変更点

1 発生日時等

発生時刻：平成30年 1月31日 23時30分頃

覚知時刻：平成30年 1月31日 23時40分

鎮圧時刻：平成30年 2月 1日 5時16分

鎮火時刻：平成30年 2月 1日 11時41分

2 発生場所

住 所：北海道札幌市東区北17条東1丁目4番3号

用 途：下宿（消防法施行令別表第1（5）項口）

3 火元建物概要

構 造：木造

階 数：2階建て

建築面積：176 m²延べ面積：404 m²

4 死傷者等

(1) 人的被害

死 者：11名

負傷者： 3名（重症1名、中等症2名）

(2) 建物被害

焼損程度：全焼1棟

焼損床面積：調査中

5 火災原因等

調査中

6 消防用設備等の設置状況

消火器、自動火災報知設備（条例設置）、漏電火災警報器、避難器具（任意設置）

7 立入検査状況

直近立入検査日：平成28年12月23日（指摘事項なし）

8 消防庁の対応

2月 1日（木）

- 0時40分 札幌市消防局から第1報受領
消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）
- 1時00分 札幌市消防局から第2報受領
- 2時00分 札幌市消防局から第3報受領
- 4時00分 札幌市消防局から第4報受領
- 5時15分 札幌市消防局から第5報受領
- 5時45分 札幌市消防局から第6報受領
- 8時30分 消防法第35条の3の2の規定に基づく消防庁長官の
火災原因調査のため、消防庁職員2名及び消防研究セ
ンター職員5名を現地に派遣
- 15時00分 札幌市消防局から第7報受領
- 23時30分 消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長等宛
てに「消防法施行令別表第一（5）項ロ（下宿等）の
防火対策に係る注意喚起等について」（平成30年2月
1日付け消防予第26号）を通知

<連絡先>

消防庁予防課

担当：千葉・四維

電話：03-5253-7523

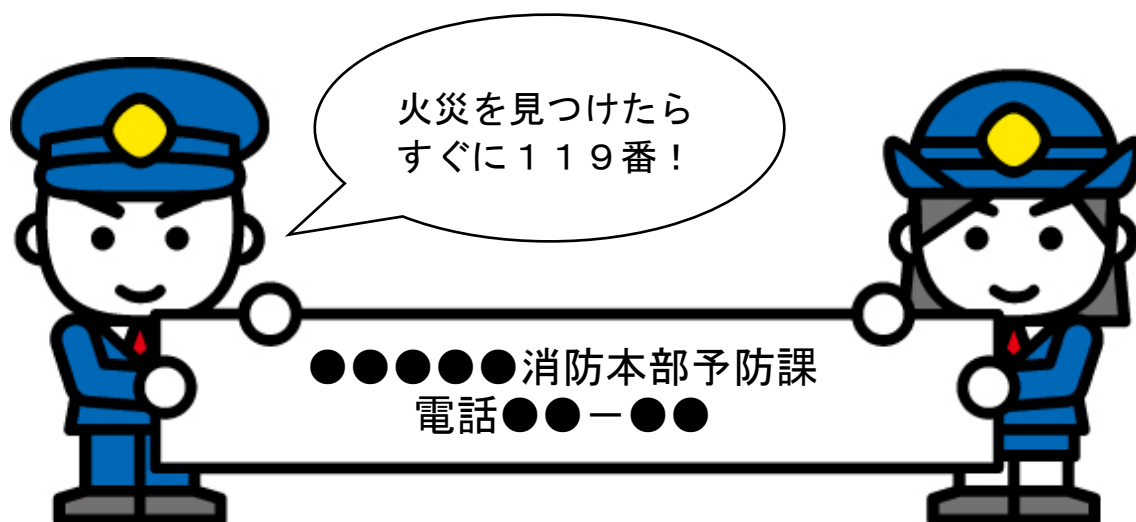
消防署からのお知らせ

お宅で火を出さないために

- ・ 寝たばこ はしない。灰皿には水を入れる。
- ・ ストーブ は、燃えやすい物の近くで使わない。
- ・ ガスこんろ の周りに、物を置かない。
そばを離れる時は火を消す。
- ・ コンセント は、たこ足配線しない。
- ・ 放火 されないように、燃えやすい物を外に放置しない。

火災になった時に命を守るために

- ・ 住宅用火災警報器を設置し点検する。
- ・ 身近な消火器の設置場所を確認する。
- ・ 避難経路を確認し、避難の妨げになる物を置かない。
- ・ 火災の時は、大声で周りに知らせながら逃げる。



国住指第 4030 号
平成 30 年 2 月 1 日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公 印 省 略)

木造の寄宿舍等を対象とした違反对策の徹底について

1 月 31 日に北海道札幌市の寄宿舍において発生した火災により、死者 11 人、負傷者 3 人の犠牲が出たことについては、誠に遺憾である。

国土交通省においては、火災発生後、職員を現地に派遣し、関係機関とも協力の上、火災原因調査等を行っているところである。

現段階では、建築物の状況等が明らかではないものの、建築基準法に基づく建築確認申請を行うことなく用途変更や増築を行ったなどの違反の疑いも指摘されているところである。

当面は、類似の火災の発生を防止するために、木造の寄宿舍等に対する違反对策について、下記のとおり、指導の徹底を図られたい。また、貴管下の特定行政庁にもこの旨指導方お願いする。

なお、本火災を踏まえた防火対象物に対する指導について、総務省消防庁予防課長から別添のとおり通知がなされている。防災査察の実施、是正指導等を行うにあたっては、関係部局との連絡を密接に行うよう留意されたい。

記

1. 対象とする建築物

次に掲げる要件に該当する建築物を対象とすること。

なお、対象とする建築物が多数となる場合は、未是正の建築基準法令違反があることを覚知しているものや長期間立入検査を実施していないものを優先的に指導対象とするなど、計画的に指導を図られたい。

- ・用途：寄宿舍又は下宿
- ・構造：木造
- ・規模：2 階建て以上かつ延べ面積 150 m²以上
- ・建築年：昭和 50 年以前に新築された建築物

2. 違法に建築等されている物件への対応

消防部局等と必要に応じて連携し、上記1の建築物について、建築、大規模の修繕・模様替、用途変更等を行ったことにより、違反となっているものがないかどうか確認を行い、当該違反が確認された場合には、適切に是正措置を講じること。

※ 違反物件等の情報を把握した場合は、「違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応と公表のあり方について（平成18年5月11日付け国住指第541号）」及び「違反行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の対応について（平成23年9月8日付け国住安第28号）」に準じて、必要に応じて事実関係を公表又は地方整備局等を通じ国土交通大臣へ当該情報を提供するようお願いする。

3. 防災査察の重点実施

過去に行った防災査察、定期報告等で指導した事項が是正されていないものなど、避難安全性の確保の必要性が高いもの等に重点を置いて、上記1の建築物を対象とした防災査察を実施すること。